# 年金制度の一元化に関するシミュレーション分析【図表編】

# 目 次

1.	平成 16 年改正の評価	2
2.	各ケースの特徴と結果の概要	3
3.	各ケースのメリット・デメリット	5
4.	負担面から見た年金一元化の 3 つのイメージ	6
5.	潜在的国民負担率の推移	8
6.	世帯類型別の影響	ç
7.	世代別・所得階層別の影響(片稼ぎ世帯、事業主負担、年金目的消費税含む)	. 10
8.	企業の年金保険負担率(事業主負担分)	. 11

### 1. 平成 16 年改正の評価

#### 平成 16 年改正の概要

・ 給付の抑制: マクロ経済スライドの導入

・ 負担の抑制: 保険料水準固定方式の採用(最終保険料率 厚生年金18.3%、国民年金月額 16,900円(2018年))

### 国民負担に対する効果(マクロ的影響)

・ 国民負担は今回の改正によって 0.6%減少。(2025 年潜在的国民負担率 63.1%(改正前) 62.5%(改正後))

・ その内訳は、年金負担が 1.7%下がったものの、財政赤字の負担が 1.1%増えている。

・ マクロ的な効果は小さく、財政の持続可能性への対応は考慮されているとは言い難い。

#### 家計に対する効果(ミクロ的影響)

- ・ 世帯属性の違い (共稼ぎ、片稼ぎ、単身等)による給付と負担の格差はほとんど解消されない。
- ・ 世代の違い(年金受給世代、現役世代、将来世代)の間の給付と負担の格差もほとんど是正されない。



今回の改正では不十分であり、一元化をはじめとする抜本的な制度改革の議論が必要である。

# 2. 各ケースの特徴と結果の概要

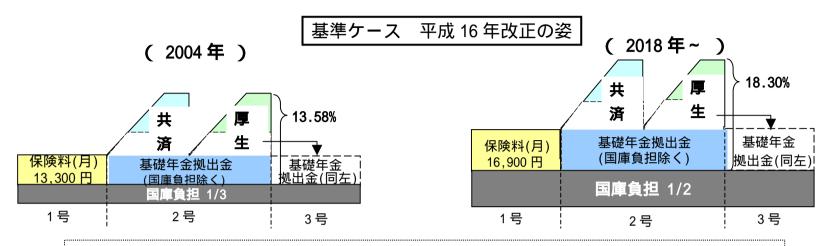
ケース	ケースの特徴	最終的な保険料・税負担の姿			
	・専業主婦、パートの国民年金の保険料負担なし。	・厚生年金: 18.30% (事業主 9.15%)			
基準ケース	・被用者全体の保険料からの拠出制度により、	・国民年金: 月額 16,900 円(平成 16 年度価格)			
平成 16 年改正	第3号被保険者の保険料分を負担。				
ケース 1 基礎一元化	・拠出制度を廃止し、被保険者全員から定額保険料 を徴収。 ・2階部分の保険料のみ労使折半。	・厚生年金: 13.14% (事業主 6.57%) ・国民年金: 月額 17,395 円(平成 16 年度価格)  拠出制度の廃止により、 国民年金の負担が重くなるため			
ケース 2 基礎・所得比例一元化	・国民年金保険料はケース1に同じ。 ・自営業者は従来の国民年金に加えて、 新たに給与所得者と同じ所得等比例年金に加入。 ・2階部分の保険料のみ労使折半(被用者のみ)。	・所得等比例年金: 13.99% (事業主 7.00%) ・国民年金 : 月額 17,395 円(平成 16 年度価格)			
ケース 3 最低保障・所得比例一元化	・国民年金の保険料負担が無くなり、消費税を増税。 ・自営業者は従来の国民年金に加えて、 新たに給与所得者と同じ所得等比例年金に加入。 ・2階部分の保険料のみ労使折半(被用者のみ)。	・所得等比例年金: 14.10%(事業主 7.05%) ・年金目的消費税率: 4~5%程度必要 保険料率がケース2より高いのは、消費税 増税分の物価スライドによる給付増のため			

ケース	国民負担率 ( 2025 年 )		世帯類型間	世代間・所得階層間		
	租税負担率 21.8%		世帯類型間で給付/負担比に大き	世代間格差あり。		
基準ケース	社会保障負担率	17.9%	な格差がある。	所得階層間格差あり(高所得層		
平成 16 年改正	財政赤字対国民所得比	22.8%		ほど給付/負担比が低い)。		
	潜在的国民負担率	62.5%				
	租税負担率	21.8%	全ての世帯類型について平均家	世代間格差が拡大。		
	社会保障負担率	17.8%	計の給付/負担比は低下。	「専業主婦等の定額負担が		
	財政赤字対国民所得比	22.8%	現状の格差は是正。	増えるため。		
ケース 1	潜在的国民負担率	62.4%	保険料軽減の恩恵を受けられる	)   Care of Care		
基礎一元化	   厚生年金と国民年金の例	保険料の内	のは高所得層。	所得階層間格差が縮小。		
			専業主婦等の定額負担が	拠出制度廃止により、		
	スと負担率はほぼ変わら	-	増えるため。	負担が均てん化するため。		
	C			(332.0 5 6.6.0)		
	租税負担率	21.8%	ケース1よりもほとんどの世帯	世代間格差が拡大。		
	社会保障負担率	20.1%	類型の給付/負担比が低下。	専業主婦等の定額負担が増		
<b>4</b> 72	財政赤字対国民所得比	22.8%	給付水準はケース 1 と変わ	えるため。		
ケース 2	潜在的国民負担率	64.7%	らず保険料率が上がるため。	)		
基礎・所得比例一元化	│ 所得比例年金の被保険者			所得階層間格差が縮小。		
	││ 囲拡大により社会保障負	負担率が上		拠出制度廃止により、		
	昇。	J		│		
	租税負担率	24.9%	共稼ぎ・パート世帯を除けば平均	世代間格差が縮小。		
	社会保障負担率	17.0%	家計の給付/負担比を改善。	消費税財源により、現役世		
	財政赤字対国民所得比	22.8%	現状の格差改善なし。	代の負担軽減、年金受給世		
ケース3	潜在的国民負担率	64.8%	保険料軽減効果が年金目的消	代の負担増加のため。		
最低保障・所得比例一元化	国民年金保険料廃止によ	より社会保	費税の増税効果を上回るため。			
	障負担率低下、年金目的	<b>勺消費税</b> 導		所得階層間格差が微減。		
	入により租税負担率上昇	<b>f.</b>		〔消費税の導入のため。		

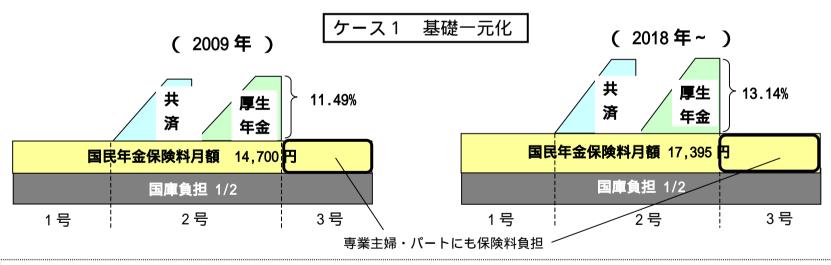
# 3. 各ケースのメリット・デメリット

ケース	メリット	デメリット
基準ケース 平成 16 年改正	・ほぼ自動的に給付が調整される。 ・将来世代の保険料負担を抑制できる。 ・制度の大幅な変更を要しない。	・制度が分立することの問題は未解決。 ・制度が分立し、複雑。 ・職業変更時に未加入が起こりやすい。 ・職業によって保険料負担が異なる。
ケース 1 基礎一元化 ケース 2	・基礎年金の負担はどの被保険者も同じ。 ・未加入は発生しなくなる。 ・世帯類型間の給付と負担の格差は縮小。 ・所得階層間の給付と負担の格差は縮小。 ・1階部分の事業主負担がなくなる。 ・基準ケースと同程度の国民負担率。 ・2階部分の職域格差がなくなる。 ・未加入は発生しなくなる。 ・世帯類型間の給付と負担の格差は縮小。	・低所得層の負担が増大。 ・世代間の給付と負担の格差は悪化。  ・自営業者に新たな保険料負担が課せられ、 国民負担率が高くなる。 ・業種間の所得捕捉格差が必要。
基礎・所得比例一元化	・所得階層間の給付と負担の格差は縮小。 ・1階部分の事業主負担がなくなる。 ・2階部分の職域格差がなくなる。	・低所得層の負担が増大。 ・世代間の給付と負担の格差は悪化。 ・自営業者に新たな保険料負担が課せられ、
ケース 3 最低保障・所得比例一元化	<ul><li>・未加入は発生しなくなる。</li><li>・平均家計の給付/負担比を改善。</li><li>・世代間の給付と負担の格差は改善。</li><li>・所得階層間の給付と負担の格差は若干縮小。</li><li>・1階部分の事業主負担がなくなる。</li></ul>	国民負担率が高くなる。 ・業種間の所得捕捉格差が必要。 ・消費税導入による物価スライドのため給付増。 ・税方式により給付と負担の関係が不明確になる。

## 4. 負担面から見た年金一元化の3つのイメージ

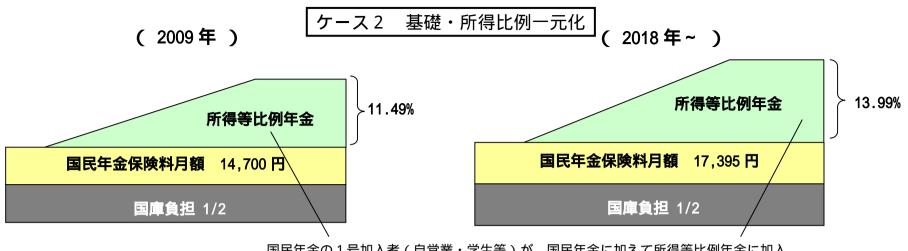


2009年に基礎年金の国庫負担2分の1に引上げ。国民年金保険料、厚生年金保険料は2018年まで段階的に引上げ。



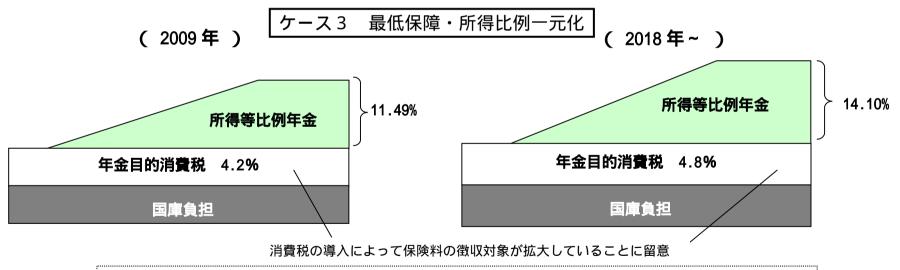
全ての被保険者に定額負担を導入、企業負担なし。国民年金保険料分を除いた新しい厚生年金の保険料については半額の企業負担を存続。

国民年金保険料は平成 16 年度価格表示。



国民年金の1号加入者(自営業・学生等)が、国民年金に加えて所得等比例年金に加入

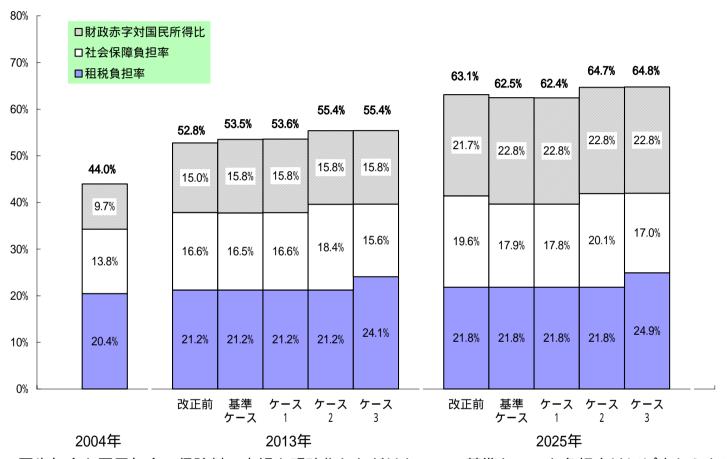
2009 年度に所得のある者全員に所得等比例年金を導入。給与所得者は保険料を企業と折半。自営業者は全額自己負担。



2009 年度に所得のある者全員に所得等比例年金を導入。給与所得者は保険料を企業と折半。自営業者は全額自己負担。

国民年金保険料は平成16年度価格表示。

### 5. 潜在的国民負担率の推移



- ▶ ケース1 : 厚生年金と国民年金の保険料の内訳を明確化しただけなので、基準ケースと負担率はほぼ変わらない。
- ▶ ケース2 : 所得等比例の年金被保険者の適用範囲拡大により社会保障負担率が上昇。
- ▶ ケース3 : 国民年金保険料の廃止により社会保障負担率低下、年金目的消費税の導入により租税負担率上昇。
- (注) 財政赤字対国民所得比は、公債費、社会保険給付公費負担を除く一般的な歳出額が名目成長率と同様の伸びをしたと仮定して推計。 2010年代初頭にプライマリー収支が均衡するように一般的な歳出を削減した場合は、2025年の財政赤字対国民所得比は 10%程度低下する。

### 6. 世帯類型別の影響

#### 平均家計の給付/負担比

	片稼ぎ世帯	共稼ぎ世帯	共稼ぎ・一時	共稼ぎ・	共稼ぎ・	男子単身	女子単身	世帯類型間
			離職世帯	パート世帯	片稼ぎ世帯	世帯	世帯	の格差
基準ケース	1.40	1.13	1.16	1.46	1.36	0.84	1.48	0.65
ケース 1	1.19	1.07	1.05	1.20	1.17	0.83	1.32	0.49
ケース 2	1.10	1.02	1.12	1.13	1.26	0.80	1.28	0.49
ケース 3	1.42	1.22	1.37	1.40	1.58	0.93	1.57	0.65

#### 高所得家計の給付/負担比

	片稼ぎ世帯	共稼ぎ世帯	共稼ぎ・一時	井稼ぎ・ 共稼ぎ・		男子単身	女子単身	世帯類型間
			離職世帯	パート世帯	片稼ぎ世帯	世帯	世帯	の格差
基準ケース	1.13	0.93	0.93	1.16	1.10	0.70	1.20	0.50
ケース 1	1.10	0.98	0.95	1.10	1.08	0.77	1.21	0.45
ケース 2	1.00	0.93	1.03	1.04	1.18	0.73	1.17	0.44
ケース 3	1.14	1.19	1.36	1.41	1.31	0.93	1.28	0.48

#### 世帯類型

「片稼ぎ世帯」 : 夫が働き、妻が生涯無職の世帯。 「共稼ぎ世帯」 : 夫婦共にフルタイムで働く世帯。

「片稼ぎ・一時離職世帯」: 女性が結婚後(26歳)退職し42歳からフルタイムで

再就職する世帯。

「共稼ぎ・パート世帯」 : 女性が結婚後(26歳)退職し42歳からパートタイム

で再就職する世帯。

「共稼ぎ・片稼ぎ世帯」 :女性が結婚後(26歳)退職し専業主婦になる世帯。

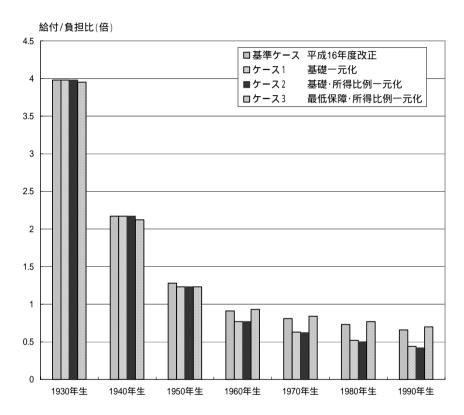
「男子(女子)単身世帯」: 生涯単身である世帯。

#### 備考)

- 1.1984 年生れで男子の寿命は 78歳、女子の寿命は 85歳と仮定。
- 2.割引率には物価上昇率を使用。
- 3.年金給付額には、基準ケースとケース1では遺族年金を含み、ケース2とケース3では夫と妻の年金に二分二乗を採用。
- 4.負担額は、年金保険料と年金目的消費税の合計額。
- 5.被用者の年金保険料は、本人負担分と雇用主負担分の合計額。
- 6.高所得家計として5分位階級の最上位の家計を想定。
- 7.世帯類型間の給付/負担比の格差はケース毎の最大と最小の差。

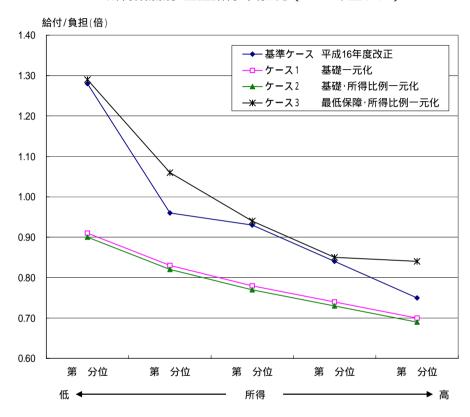
# 7. 世代別・所得階層別の影響(片稼ぎ世帯、事業主負担、年金目的消費税含む)

世代別 生涯給付/負担比



- ▶ ケース1とケース2では世代間格差が拡大。(左図)
  - 【理由】年金受給世代では専業主婦等の定額負担がなかったため。
- ▶ ケース3では世代間格差が縮小する。(左図)
  - 【理由】消費税を財源にすることで、現役世代の負担が軽減され、 退職世代の負担が増加するため。
- ➤ ケース1とケース2では、世代内での所得階層間の給付負担格差は縮小。(右図) 【理由】拠出制度が廃止され、負担が均てん化するため。

所得階層別 生涯給付/負担比(1960年生まれ)



#### 備考)

- 1.世帯寿命は80歳と仮定。
- 2.割引率には名目長期金利を使用。
- 3.負担額は、年金保険料と年金目的消費税の合計額。
- 4.被用者の年金保険料は、本人負担分と雇用主負担分の合計額。

# 8. 企業の年金保険負担率(事業主負担分)

(単位:%)

					(1 = : : : )
	2004	2009	2015	2020	2025
基準ケース	10.62	11.43	12.60	12.99	13.16
ケース1	10.62	8.84	9.61	9.97	10.12
ケース2	10.62	8.845	10.01	10.5	10.65
ケース3	10.62	8.845	10.06	10.57	10.71

▶ ケース1:一階部分の事業主負担がなくなるため、事業主分の保険料率は9.15%から6.57%に低下し年金負担率が軽減。

▶ ケース2:事業主分の保険料率は7.00%であるため、ケース1より負担率は高い。

▶ ケース3:事業主分の保険料率が7.05%であるため、負担水準はケース2とほぼ同じ水準。

(注)企業の年金保険負担率 = 社会保険雇用主負担額 - 社会保険雇用主負担額×法人実効税率 企業所得 + 社会保険雇用主負担額 - 企業所得 + 社会保険雇用主負担額